

不利益処分に関する処分基準 個票

地域振興部 渡良瀬遊水地課

不利益処分の内容	栃木市藤岡遊水池会館の使用承認の取消し
根拠法令等及び条項	栃木市藤岡遊水池会館条例第7条
根拠条項	栃木市藤岡遊水池会館条例第7条 栃木市藤岡遊水池会館条例施行規則第5条
参考事項	
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成29年 3月29日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市藤岡遊水池会館条例抜粋 (利用の承認の取消し)</p> <p>第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は遊水池会館の管理上必要があるときは、遊水池会館の利用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第4条各号に掲げる事由に該当したとき。</p> <p>(2) 前条の規定に違反したとき。</p>
	<p>栃木市藤岡遊水池会館条例施行規則抜粋 (利用承認等)</p> <p>第5条 遊水池会館を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ藤岡遊水池会館利用承認申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、遊水池会館の利用を承認したときは、藤岡遊水池会館利用承認書(別記様式第2号。以下「利用承認書」という。)を申請者に交付するものとする。</p> <p>3 利用者は、遊水池会館の利用を取り消そうとするときは、藤岡遊水池会館利用承認取消申請書(別記様式第3号)に利用承認書を添えて、市長に提出しその承認を受けなければならない。</p> <p>4 市長は、条例第7条の規定により遊水池会館の利用の承認を取り消す場合は、藤岡遊水池会館利用承認取消書(別記様式第4号)により利用者に通知するものとする。</p>